

令和6年5月9日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会 議 録

- 1 日 時 令和6年5月9日
開会 10時28分 閉会 10時45分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 谷口和弥
副委員長 荒 貴賀
委 員 塚本逸彦 内山美穂子 小田新紀 長谷陽子
議 長 寺林俊幸
- 4 傍 聴 者 畠山美和 酒井はやみ 野原恵子 岡本眞利子 小島智恵
安達杏奈（道新記者） 吉原 慧（勝毎記者）
- 5 説 明 員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明
住民生活部長 寺田 治 住民課長 佐々木一成
国保医療係長 佐々木哲也
- 6 事 務 局 事務局長 合田利信 議事課長 佐藤勝博 庶務係長 菅原美栄子
- 7 審査事件及び審議内容
 - 1 付託された議案の審査について（別紙）
 - （1）議案第43号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 2 その他

民生常任委員会委員長 谷口和弥

◇審査内容

(開会 10:28)

○委員長（谷口和弥） ただいまから、民生常任委員会を開会します。

これよりインターネット中継を始めます。

これより1、付託された議案の審査についてを行います。

議案第43号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。町側の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 議案第43号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの改正内容につきましては、先ほど、副町長から改正条文の説明がありましたので、私からは、議案説明資料に基づきまして、説明させていただきます。

議案説明資料の23ページをお開きください。

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要であります。

本資料につきましては、改正条例の概要について記載したものであり、表の上段の左側欄から順に改正項目、関係条項、改正の内容、摘要に関して記載しております。

また、表の欄外の上段に記載してありますとおり、法とは地方税法、法施行令とは地方税法施行令、条例とは幕別町国民健康保険税条例のことであり、関係条項の欄に根拠法令として示しております。

それでは概要についてご説明いたします。

今回の改正項目は2点となります。

はじめに、改正項目の1、国民健康保険税後期高齢者支援金等課税額の課税限度額についてであります。

改正内容欄をご覧ください。

国民健康保険税は、（1）基礎課税額、いわゆる医療費分と、（2）後期高齢者支援金等課税額、（3）介護納付金課税額の三つの区分で構成されており、それぞれ課税限度額を設定しております。

今回の改正内容は、（2）後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の改正となり、現行の22万円の限度額から2万円引き上げて24万円に改めようとするものであります。

これに伴い（1）から（3）の課税限度額の合計は現行の104万円から2万円引き上がり106万円に改めるものであります。

なお、この課税限度額の改定に伴う影響額につきましては、令和5年度の国保税課税ベースで試算いたしますと、対象世帯が206世帯で、389万7,413円の国民健康保険税が増収となる見込みであります。

次に、改正項目の2、国民健康保険税の軽減判定所得基準についてであります。

国民健康保険税は、被保険者の保険税負担能力に応じて賦課する応能分と、受益に応じて等しく賦課する応益分で構成されております。

今回の改正内容は、応益分となる均等割額と平等割額を世帯の所得金額に応じて軽減する判定所得基準を見直すものであります。

改正内容の欄をご覧ください。

軽減措置のうち、（１）の７割軽減については、変更ございません。

（２）の５割軽減につきましては、５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を現行の 29 万円から 29 万 5,000 円に引き上げようとするものであります。

（３）の２割軽減については、２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を現行の 53 万 5,000 円から 54 万 5,000 円に引き上げようとするものであります。

いずれも、軽減判定となる所得基準額が高くなることで、軽減対象者の拡大が図られる見直しとなります。

これらの軽減判定所得基準の見直しに伴う影響といたしましては、令和 5 年 3 月末現在の被保険者の状況を基に試算しますと、５割軽減につきましては均等割の対象者数が 13 人の増、平等割対象世帯数が 9 世帯の増、軽減合計額は約 36 万 3,000 円となる見込みでございます。

次に、２割軽減についてです。均等割の対象者数が 11 人の増、平等割の対象世帯数は 8 世帯の増で、軽減合計額は約 14 万 7,000 円となる見込みでございます。

５割軽減額と２割軽減額を合計いたしますと、均等割の対象者数が 24 人の増、平等割の対象世帯数が 17 世帯の増で、軽減合計額は約 51 万 1,000 円となる見込みであります。

なお、これら軽減措置に伴う国民健康保険税の減収分に対しては、一般会計から保険基盤安定繰入金として補填され、その財源につきましては、北海道が 4 分の 3、町が 4 分の 1 の負担割合となっております。

改正項目 1、国民健康保険税後期高齢者支援金等課税額の課税限度額および改正項目 2、国民健康保険税の軽減判定所得基準の改正内容につきましては、本年 4 月 30 日に開催されました幕別町国民健康保険運営協議会において、この改正案の諮問に対し、可とする旨の答申をいただいたところであります。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願いします。いかがですか。

荒副委員長。

○副委員長（荒 貴賀） 今回上限額が引きあがることによって、高額納税者の職種の多くが農業者ではないかと想定されるが、現状についてはどのようなになっているのかお聞きいたします。

○委員長（谷口和弥） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 今回の上限額引き上げによる影響を受ける世帯ですが、幕別町は基幹産業が農業でございますので、206 世帯の多くが農業者という形となっております。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） なければ、議案第 43 号に対する質疑は以上で終了します。

説明員の方どうもありがとうございました。

説明員退席のため、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件について、各委員のご意見を伺いたいと思います。

意見のある方は、挙手をお願いします。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 説明をいただきまして、高齢者の医療費が毎年上がってきておりまして、この国民健康保険税も毎年のように引き上げられているのが現状です。この増えた医療費について保険料で足りない分を、先ほどの説明では農業者が中心になるという話でしたけれども、負担していただくというのが今回の条例改正だと思っております。制度的には所得の低い世帯や中間層の負担を極力和らげていくということですので、この条例案につきましては、やむを得ないかなと思っております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） ほかに意見はありませんか。

荒副委員長。

○副委員長（荒 貴賀） 今回、町からのご説明でも高額所得者に応分の負担を求めるということで公平性というお話がありました。私もどのくらいの期間増え続けてきたのかというのを見たのですが、後期高齢者医療制度が創設されて16年経ち、この間、賦課限度額がずっと増え続け、38万円も引き上げら続けてきました。上がり続けてきたことが、この16年の結果であると認識しています。私が議員になってもう9年ですが、その間だけでも25万円上がってきています。今後も国保が青天井に引き上がっていくことが示されているのではないかと、私は思います。国保の構造的問題が解決することができない、その状況で負担だけが増え続けると、私は考えます。

もともと現行の国保制度がスタートした当初から、政府は、国民健康保険は被保険者に低所得者が多いことから、保険料の事業者負担がないことなどのため、どうしても相当額、国保負担が必要であることも認めています。物価高騰、資材の高騰、高額負担である農業者などの個人事業者にとって今後の事業が続けられるか厳しい状況にある中で引き上げを行うことは、私は容認できないと認識しています。

国保は4人に一人が加入しています。そして定年すれば必ず加入することにもなります。町民のほとんどが加入する制度でありますから、国保の課題を解決する努力なくして、住民のくらしや健康を守る制度の継続は難しいと考えます。

高知県高知市、岡崎誠也前市長が社会保障審議会医療保険部会の席で、保険料水準に大きな格差がある実態を考えずに一律に限度額を引き上げていく手法は、もはや限度があるということで指摘されていきました。生活が大変なときに引き上げることは、どのようなことがあっても同意することはできません。町として見送りを行い、公費の投入を考えることが私は必要である認識しています。

○委員長（谷口和弥） ほかに意見はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長（谷口和弥） それでは、議案第43号に対する意見は、以上で終了します。

次に討論となるわけですが、町長提案に対して反対の立場の考えを持っている方から先にするのでありますが、いま改めて、この討論をするという必要があるかなど。いま出された意見は賛否にかかわる部分にも触る、そういう意見だったのではないかと思うのですが、どうでしょうか。討論を行いますか。

一応確認をしましょうね。討論を行います。

原案に対する反対の立場からの討論はありますか。

荒副委員長。

○副委員長（荒貴賀） 先ほどもお話したとおり、現状の賦課限度額を上げ続ける状況について、構造的な問題を解決しないという姿勢について、やはり町の姿勢、公費の投入を考えるべきであり、条例の改正については反対をいたします。

○委員長（谷口和弥） ほかに反対の立場から討論に参加する委員はいますか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 賛成の立場からの討論を求めます。挙手をお願いします。

よろしいですか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） なければ、これで討論を終わります。

採決になります。これより、採決をいたします。

議案第 43 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（谷口和弥） それでは、これより採決をいたします。

議案第 43 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（谷口和弥） お座りください。

起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決いたしました。

この後、本会議に戻るわけですが、本件の報告書につきましては、委員長と副委員長に一任していただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、本委員会のインターネット中継を終了します。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（谷口和弥） 休憩を解いて、会議を再開します。

議案の 2、その他でありますけれども、皆さんから何かありますか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） いいですか。今日はこの議案だけでね。

事務局からはどうでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） それでは、これをもって本日の委員会を散会といたします。

（閉会 10：45）